

手軽に
読める

知っておきたいお金と税金のことがよくわかる

相続・贈与マガジン

2017年
7月号

CONTENTS

資産安心コラム 2ページ

「法定相続情報証明制度」を活用すれば
面倒な戸除籍謄本等の提出が簡単に！

今からできる相続対策 3ページ

平等な相続≠幸せな相続
自社株の分散には要注意！

なかなか聞けない相続Q&A 4ページ

自社株評価額を抑えるにはどうすればいい？

数字でみる相続

71,762人

国税庁が発表した「統計年報」によると、平成27年に有価証券を相続財産として残した被相続人数は「71,762人」いることがわかりました。この数値は年々伸びており、平成26年と比べると2万人弱も増えています。有価証券とは、株式や公債、社債などを指します。有価証券は現金とは違い、評価額によって課税額が変化する資産です。事前に対策を

しておかなければ多額の相続税を支払うことになりかねません。

有価証券（特に未上場株式）の評価方法は複雑なものが多く、専門家と相談して対策を講じることをお勧めします。今月号の3ページにて自社株相続の失敗事例を取り上げておりますので、そちらをご覧ください他山の石として対策をお考えください。相続・贈与について少しでも関心がある方は、お気軽にご相談ください。

「法定相続情報証明制度」を活用すれば 面倒な戸除籍謄本等の提出が簡単に！

平成29年5月29日から「法定相続情報証明制度」の運用が開始されました。本制度を活用すると、登記所(法務局)や金融機関などへの手続きを同時に、かつ低コストで進められます。

謄本に代わる書類を無料で発行できる

「法定相続情報証明制度」は、被相続人(亡くなった人)の戸除籍謄本等の代わりとして提出できる書類を無料で発行できるというもの。発行枚数に制限はなく、相続登記の申請手続や被相続人名義である預金の払い戻しといった各種手続で活用できます。

これまでは、相続手続を取り扱う複数の窓口で、戸除籍謄本等を何度も提出し直さなければいけませんでした。また謄本の返却がされない機関もあり、再発行の費用がかかることもありました。

書類を作成するには、登記所へ戸除籍謄本等の束と相続関係を一覧に表した図(法定相続情報一覧図)を提出しなければいけません。提出すると、登記官が法定相続情報一覧図に認証文を付した写しを無料で交付してくれます。交付後はこの

一覧図が戸除籍謄本等の役割となります。

申出に必要な書類は以下4つです。

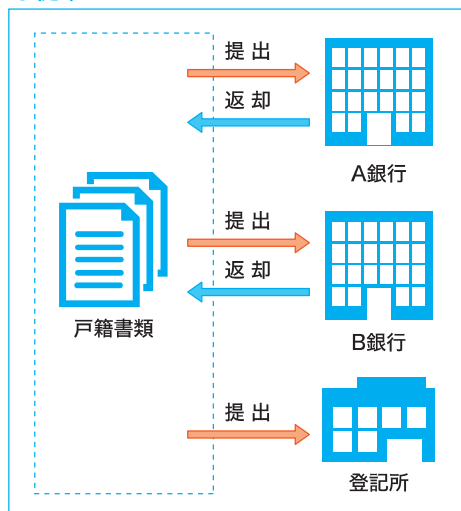
- 被相続人の戸除籍謄本
- 被相続人の住民票の除票
- 相続人の戸籍謄抄本
- 運転免許証といった申出人(相続人の代表となって手続を進める人)の氏名・住所を確認できる公的書類

上記以外にも場合によっては「各相続人の住民票記載事項証明書(住民票写し)」といった書類の提出を求められることがあります。

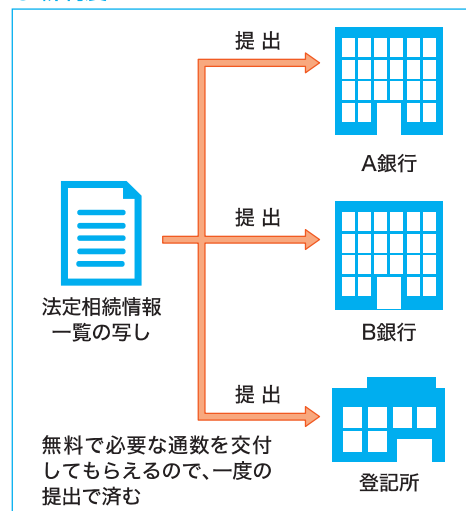
制度の申し出は代理人に依頼できる

この制度の申出人となれるのは相続人ですが、申出人が委任することで代理人が申出を行えます。代理人となれるのは、親族のほか税理士や司法書士、弁護士、社会保険労務士、土地家屋調査士、弁理士、海事代理士および行政書士です。本制度には複雑な書類処理もあるので、申出する時間がない方は専門家を代理人に立てるのもひとつの手です。詳細は専門家へご相談ください。

● 従来



● 新制度



記事提供：相続・贈与相談センター本部 税理士法人エクラコンサルティング

平等な相続 ≠ 幸せな相続 自社株の分散には要注意！

自社株の相続評価額は、不動産や有価証券といった資産価値に大きく影響されます。これらの資産価値が高いと自社株の相続評価額も高額になってしまい、事業承継で苦労してしまうケースも少なくありません。そんな理由から「株価の安いうちに株式を贈与や売買で移転・分散させた方が、社長の持ち株が少なくなり相続のときに安心だ」と言われています。確かに株式を分散して被相続人の所有数を減らしておけば、相続の負担は減少するでしょう。ただし、自社株を分散する際には注意が必要です。今回は自社株を相続して多額の損失を招いた、ある経営者の話を紹介します。

平等に相続したことで多額の譲渡税が発生

町工場を営んでいる太郎氏には2人の息子がおり、2人とも太郎氏の工場に勤めていました。株価が安いうちに息子へ自社株を譲ろうと考えた太郎氏。兄弟仲良く経営していたことや、ほかに主だった相続資産がなかったことから、自社株を半分ずつ相続する遺言書を作成しました。しかし、この判断がのちに問題を引き起こします。

太郎氏の相続から数年経って、この町工場は廃業してしまいました。工場があった敷地に賃貸ビルを建てて不動産賃貸業に転業することになったのですが、相続した2人の息子の間で経営方針が対立し、株式の共有状態を解消することになったのです。双方の財産価値を維持するには、兄弟のどちらかが片方に株式を売却するしか方法がありません。結局、弟が兄に売却したのですが、その際、兄は多額の買取り資金を、弟は多額の譲渡税を支払うはめになりました。

自社株を分散すると経営判断時に支障が出る

今回の問題点は“平等”に自社株を相続したところにあります。なぜ平等に分散してはいけないのか？それは経営判断で対立するかもしれないからです。会社の経営状況が現状では問題なかったとしても、将来はどうなるかわかりません。株式が分散していると、急を要する対応が難しくなってしまいます。

経営判断を行っているのは代表取締役ですが、この役職は株主による株主総会において選任されます。つまり株主の意向次第で、代表取締役を替えることが簡単にできてしまうのです。株式総会の意思決定は多数決によって決まるので、過半数の株式を押さえておけば支配ができます。ただ、「取締役・監査役の解任」といった重要な案件については特別決議が開かれます。ここでは3分の2以上の賛成が必要です。万全を期すなら3分の2以上の株式を1人もしくは1グループに集中させておきましょう。

残された方を思っただけの“平等”な分散をする方もいるかと思いますが、その判断が必ずしも功を奏すわけではありません。自社株の生前対策を考えられている方は、専門家と相談しながらリスク回避することをお勧めします。



自社株評価額を抑えるにはどうすればいい？

Q 事業承継を検討しているのですが、自社株の評価額が高くて税金が多くかかってしまいそうです。どうにかして抑えられませんか？

A 原則的に自社株は「類似業種比準価額」と「純資産価額」の2つの計算方式によって評価されます。どちらか一方、または併用して評価額を抑えましょう。

類似業種比準価額は、「類似業種の株価」に「1株当たりの配当金」「1株当たりの年利益金額」「1株当たりの純資産価額」を加重平均して乗じて計算します。この3つの数値のうち1つでも下げられれば、類似業種比準価額を抑えることが可能です。

類似業種の株価が下がったときは贈与としてベストなタイミングですが、いつ下がるかはわかりません。意図して数値を抑えられるのは、1株当たりの配当と1株当たりの年利益金額です。

1株当たりの配当を下げようとして、無配にしてしまうと類似業種比準価額方式自体が適用されない恐れがあります。ですので、通常の配当を最小限に抑え、特別配当のような継続性のないものでカバーするとよいでしょう。

1株当たりの年利益金額を抑えるには、「現経営者に対して法人税の限度額いっぱいまで役員退職金を支給する」「経費性の高い保険(会社が受取人となる長期平準定期保険、逡増保険、養老保険)に加入する」など

があります。

もうひとつの方式である純資産価額は、利益積立金の蓄積による内部留保が多い場合や土地・有価証券の含み益があると評価が高くなってしまいます。

そこで、会社を分社化して含み益のある資産を移転したり、借入をして自社ビルや工場を新築したり*する手法があります。

事前に対策を講じていれば、自社株の評価額を数分の1まで引き下げることは可能です。

自社株対策について検討されている方は、専門家までお問い合わせください。



※ 減価償却資産を購入

相続は**経験**と**技術**で
大きな**差**が出る事をご存知ですか？

1. 熟練した相続専門力
相続税申告件数年間100件超えの経験値
2. 正確無比なスピード
相続専門チームによる技術力
3. 分かりやすさ
内容に安心して頂けるご説明・明朗報酬

相続職人集団
凄腕。

相続に特化した税理士法人です。

税理士法人オグリ [名古屋本部]
〒460-0002 名古屋市中区丸の内一丁目16-15
名古屋フコク生命ビル6F

相続無料相談実施中！

お問い合わせは
TEL：052-222-1600
(担当：相続部門 小林・浜川)